

令和6年 第2回定例会

中・北空知廃棄物処理広域連合議会会議録

第2回定例会会議録目次

第1日目（令和6年11月28日）		頁
○開会宣告	_____	2
○開議宣告	_____	2
○日程第 1	会議録署名議員の指名 _____	2
○日程第 2	会期の決定 _____	2
○日程第 3	行政報告 _____	2
○日程第 4	報告第 1号 専決処分について _____	3
○日程第 5	認定第 1号 令和5年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計 歳入歳出決算の認定について _____	4
○日程第 6	報告第 2号 監査報告について _____	6
○日程第 7	報告第 3号 例月現金出納検査報告について _____	6
○閉会宣告	_____	7

令和6年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会

令和 6年11月28日(木)

午後 0時56分 開会

午後 1時17分 閉会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 行政報告
日程第 4 報告第 1号 専決処分について
日程第 5 認定第 1号 令和5年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6 報告第 2号 監査報告について
日程第 7 報告第 3号 例月現金出納検査報告について

○出席議員(18名)

1番	竹村 恵一 君	2番	山本 正信 君
3番	関藤 龍也 君	4番	安樂 良幸 君
5番	多比良 和伸 君	6番	沢田 広志 君
7番	女鹿 聡 君	8番	村上 誠 君
9番	宮澤 孝司 君	10番	森岡 新二 君
11番	高橋 成和 君	12番	小松 正年 君
13番	杉本 初美 君	14番	廣田 毅 君
15番	松永 徹 君	16番	木村 啓治 君
17番	沖野 学 君	18番	篠原 暁 君

○欠席議員(0名)

○説明員

広域連合長	前田 康吉 君	副広域連合長	畠山 渉 君
副広域連合長	飯澤 明彦 君	副広域連合長	柴田 一孔 君
副広域連合長	田中 昌幸 君	副広域連合長	三本 英司 君
副広域連合長	奥山 光一 君	副広域連合長	川畑 智昭 君
副広域連合長	谷口 秀樹 君	副広域連合長	田中 一典 君
副広域連合長	澁谷 信人 君	副広域連合長	白川 久純 君
副広域連合長	佐々木 康宏 君	副広域連合長	横山 茂 君
監査委員	加津 武 君	会計管理者	浦川 学央 君
事務局長	橋本 英昭 君	事務局次長	宮島 将樹 君
事務局技監	高村 昌直 君	監査委員書記	三浦 悟 君

○本会議事務従事者

書 記 表 祐 馬 君

開会 午後 0時56分

◎開会宣告

○議 長 定刻前でございますけれども全員お揃いになりましたので、ただいまより、本日をもって招集されました、令和6年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名でございます。

◎開議宣告

○議 長 出席議員数が定足数に達しておりますので、令和6年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会は成立いたしました。

よって、これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において宮澤議員、高橋議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日の1日間といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議 長 日程第3、行政報告を行います。

行政報告を求めます。

○広域連合長 議長。(挙手)

○議 長 広域連合長。

○広域連合長 令和6年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会に、時節柄、何かとご多用な折にも関わらずご出席をいただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告申し上げます。

令和6年2月1日から10月31日までの間の行政報告につきましては、あらかじめ文書をもって議案とともに配付させていただいておりますので、お目通しいただきたいと思っております。なお、

行政報告のうち一点のみ、私から改めて口頭でご報告させていただきますが、本年5月15日に機器の故障が原因で、一時的にはありますが、排出ガスの自主基準値を超過する事案が発生いたしました。この基準超過による周辺環境への影響は特にありませんが、発生後、故障部品の交換を行うなど、所要の措置を委託業者に行わせたところであります。改めて、安全かつ安定的な運転管理により一層努めつつ、適切かつ効率的な運営管理を行ってまいり所存であります。

今後とも、皆様の更なるご理解とご協力をお願い申し上げまして行政報告といたしますが、最後に、本日の定例会においては条例改正に係る専決処分についての報告1件のほか、令和5年度一般会計決算認定についてご審議をいただきます。内容につきましては後ほど詳しくご説明申し上げますので、ご認定、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長 報告が終わりました。

これより、報告事項に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

以上をもちまして、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号 専決処分について

○議長 日程第4、報告第1号、専決処分について、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○事務局次長 議長。(挙手)

○議長 事務局次長。

○事務局次長 ただいま上程されました、報告第1号、専決処分について、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。

専決事項は、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、専決処分年月日は令和6年3月29日であります。

専決理由ですが、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例附則第2項に規定する暫定措置は、当広域連合の構成市である滝川市の職員等の旅費に関する条例の規定に合わせて制定しておりましたが、当該暫定措置を令和6年4月1日から廃止する一部改正条例が令和6年第1回滝川市議会定例会で可決されたことを受け、当広域連合においても同様に令和6年4月1日から当該暫定措置を廃止するにあたり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただいたものでございます。

議案の3ページは改正条例の内容でございますので、お目通しをお願いいたします。

改正の内容につきましては、報告第1号参考資料、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でご説明をさせていただきますので、ご覧いただきたいと思います。

第3条第2項は、旅費の支給方法等について、その例によることとされる条例を滝川地区広域

消防事務組合の職員等の旅費に関する条例から、滝川市の職員等の旅費に関する条例に改めるための改正でございます。

次に、附則ですが、第2項は、旅費の級別区分を読み替える暫定措置の規定を削除する改正、第1項は、附則第2項の削除に伴う条文整理を行うための改正でございます。

最後に、改正附則ですが、第1項でこの条例の施行期日を令和6年4月1日とし、第2項は、この改正条例が適用される旅行についての経過措置を定めるものです。

以上で、報告第1号の説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、報告第1号は承認することに決定いたしました。

◎日程第5 認定第1号 令和5年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長 日程第5、認定第1号、令和5年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

○事務局長 議長。(挙手)

○議長 長 事務局長。

○事務局長 ただいま上程されました、認定第1号、令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明させていただきます。なお、以下当方からの説明におきまして、計数等との読み違いで配布資料との食い違い等が生じた場合、そのときは配布資料の数字が正しいものとして、ご理解を賜りますようあらかじめお願い申し上げます。

それでは、令和5年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算書によりご説明いたします。

では、1ページをご覧ください。

決算の概要でございますが、令和5年度の一般会計は予算現額7億6,926万5,000円に対し、歳入決算額7億7,229万8,701円、歳出決算額7億6,604万9,985円で、差し引き624万8,716円の剰余を生じました。

歳入についてみますと、分担金及び負担金が7億3,118万7,000円、繰越金が815万5,480円、諸収入が3,295万6,221円となっております。構成市町からの負担金は、記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、歳出について見ますと、総務費等が4,028万9,672円、衛生費が6億1,701万2,287円、公債費が1億874万8,026円となっております。これを性質別でみま

すと、人件費が53万7,600円、物件費が6億1,778万7,168円、補助費等が3,897万7,191円、公債費が1億874万8,026円となっております。

続いて2ページ、3ページをお開き願います。

歳入歳出決算書でございますが、歳入歳出それぞれの詳細につきましては、追ってご説明を申し上げますが、3ページ右下に記載のとおり、歳入歳出差引残額624万8,716円が生じ、これをそのまま翌年度、すなわち令和6年度に繰り越しております。

続いて4ページ、5ページをお開き願います。

歳入歳出款別決算内訳でございますが、それぞれの款の詳細につきましては、次ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書により説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

まず、歳入につきまして、1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 市町負担金につきましては、予算現額7億3,187万円に対し、収入済額も同額の7億3,187万円でございます。備考欄には各市町の負担金額をその内訳と併せて記載しておりますので、お目通し願います。

2款、1項、1目の繰越金につきましては、予算現額815万6,000円に対し、収入済額は815万5,480円でございます。

続いて8ページ、9ページをお開き願います。

3款 諸収入、1項、1目 預金利子につきましては、予算現額1,000円に対し、収入済額は98円でございます。2項、1目 雑入につきましては、こちらは全額が売電収入ということになります。予算現額2,992万1,000円に対し、収入済額は3,295万6,123円でございます。なお、売電収入につきましては、当初の見込みを下回るものと推計していたところですが、結果的に、売電の量、そして、売電価格に影響を与える焼却ごみ中のバイオマスの比率の値が見込みを上回った等の要因から、予算現額を上回る結果となったものでございます。

以上、歳入合計といたしまして、予算現額7億6,926万5,000円に対し、収入済額7億7,229万8,701円でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。

次に歳出でございます。歳出の説明につきましては、滝川市の取り扱いに準じ、50万円以上の不用額が生じた節及び細節についてその理由をご説明申し上げます。

1款 議会費につきましては、特に申し上げることはございません。

2款 総務費、1項 総務管理費。続いて12ページ、13ページをお開き願います。2項 選挙費、3項 監査委員費につきましては、特に申し上げることはございません。

続いて、14ページ、15ページをお開き願います。

3款 衛生費、1項 焼却施設費、1目 運営管理費、12節 委託料の不用額136万8,153円につきましては、入札差金による委託料の減によるものでございます。

4款 公債費、5款 予備費につきましては、特に申し上げることはございません。

以上、歳出合計、予算現額7億6,926万5,000円に対し、支出済額は7億6,604万9,985円でございます。

以上が歳入歳出の説明でございます。

続きまして、17ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、私から特段説明させていただくことはございません。

続きまして、ページを繰って18ページをお開き願います。

決算説明書、歳出の性質別決算内訳でございますが、この点につきましては、先ほど決算の概要のところですでに説明させていただいておりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

す。

続きまして、19ページをご覧ください。

広域連合債の現在高と償還額でございますが、一般廃棄物処理事業債の前年度、すなわち令和4年度末現在高は4億4,909万2,023円、令和5年度起債高はゼロ円、つまりは令和5年度中における新たな起債はありませんでした。令和5年度中元利償還額1億874万8,026円の内訳は、元金が1億842万7,693円、利子が32万333円で、未償還額は3億4,066万4,330円でございます。市町別のそれぞれの内訳は記載のとおりとなっておりますので、お目通し願います。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。

財産に関する調書でございますが、1の公有財産及び2の物品につきまして、いずれも令和5年度中における増減はございません。

以上、令和5年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

○議長 次に、決算審査意見書について、監査委員の説明を求めます。

○加津監査委員 議長。(挙手)

○議長 長 加津監査委員。

○加津監査委員 決算審査の報告をいたします。

地方自治法第292条において準用する同法の第233条第2項の規定によりまして審査に付されました、中・北空知廃棄物処理広域連合の令和5年度一般会計決算につきまして、滝川市監査基準に準拠して審査を行いましたので、お手元の決算審査意見書によりご報告を申し上げます。

審査の対象につきましては、令和5年度一般会計歳入歳出決算書及び次の決算関係書類について審査をいたしました。審査の着眼点及び実施内容、審査の期間につきましては記載のとおりでありますので、お目通しを願いたいと存じます。

審査の結果につきまして、決算書、附属書類及び関係諸帳簿との照合の結果、正確であり、かつ、予算に対しまして適正に執行されていることを認めたところであります。

従いまして、審査意見として特に付すべき意見はございません。また、審査の概要につきましても、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で決算に関します審査報告を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。本認定を可とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。よって、認定第1号は可とすることに決しました。

◎日程第6 報告第2号 監査報告について

◎日程第7 報告第3号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第6、報告第2号、監査報告について、日程第7、報告第3号、例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

監査報告及び例月現金出納検査報告は文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告第2号及び第3号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議は、すべて終了いたしました。

これにて、令和6年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会 午後 1時17分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員